

議 事 録

会 議 名	令和 7 年 第 4 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 7 年 4 月 2 5 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：2 番 金子イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 計 8 名		
欠席委員	1 番 大久保泰明		
農業委員会事務局	事務局長：吉田慎也 主査：広田智之 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について 日程 第 2 農地法第 5 条の規定による許可申請について 日程 第 3 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について 日程 第 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 日程 第 5 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 日程 第 6 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 7 年 第 4 回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、1 番です。 出席委員は 8 名中 7 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、3 番と 4 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案番号 3 7 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号 3 7 号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある市街化調整区域内農地 1 筆です。現在当該地の利用権設定をしている方から、近隣農地で行うブルーベリーの摘み取り事業のための駐車場及び休憩施設として利用したいと要望があり、申請者が申請地を自ら転用するものです。また、ブルーベリーの収穫期間に合わせて 4 か月間の一時転用で、期間後は育苗の場所として農地に復元する予定です。 なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第 2 種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。 会 長：続いて、地区担当農業委員である 6 番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6 番：4 月 1 5 日事務局職員と現地確認をしました。 ブルーベリーの収穫期間に合わせて転用し終了後は農地に戻すということですが、近隣の農地にも影響ないと思われるので、問題ないと思います。		

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙
手願います。
（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３７号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３７号は原案のとおり許可相当として意
見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第２、農地法第
５条の規定による許可申請について、議案番号３８号を上程いたします。事
務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号３８号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地区にある市街化調整区域内農地
１筆の一部で、転用事業の内容は、コンビニエンスストアの店舗です。当
該地の周辺には多くの住宅が存在しており、店舗を作るのに最適であるこ
とから農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資
力があり、転用の確実性は明かです。なお、農地法に基づく農地転用許
可の判断基準となる農地区分は、第３種農地です。許可の基準としては、
原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である４番から、農地法の観点から現地調査の
結果並びに補足説明いたします。

４番：４月１５日事務局職員と現地確認をしました。
申請地は産業道路に近い場所にあり、周囲は住宅や駐車場が多い地域となっ
ています。周囲の農地にも影響ないと思われますので、問題ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ
る方は挙手願います。
（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３８号について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３８号は、原案のとおり許可相当として
意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第３、農
地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、議案番号３
９号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号３９号を朗読）

（説明）当該地は宮山地区にある農用地区域内の農地４筆で、現況は田です。期間
については１０年間で、借り手は他県での実績があり、田植機などを保有
しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である２番から農地法の観点から現地調査の結
果並びに補足説明をお願いします。

２番：４月１６日に事務局職員と現地確認をしました。
申請地はずっと耕作をしていなかった土地なので、借り手は栃木県からとい
うことで遠いですが、耕作してもらえたらいいと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のあ
る方は挙手願います。
（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３９号について、

原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 39 号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号 40 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号 40 号を朗読)

(説明) 当該地は小動地区にある農用地区域内の農地 5 筆で、現況は田です。期間については 10 年間で、借り手は他県での実績があり、田植機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である 3 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：4 月 16 日に事務局職員と現地確認をしました。

リサイクルセンターの東側なのですが、今まで作っていた方が高齢により耕作できなくなってしまったため、貸すことになったそうです。

他県からの耕作なので、水の管理等大丈夫かという心配もありますが、実績が豊富な方なので貸すことについては問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 40 号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 40 号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号 41 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号 41 号を朗読)

(説明) 当該地は宮山地区にある農用地区域内の農地 1 筆で、現況は畑です。期間については 2 年間で、借り手は実績があり、軽トラックなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である 5 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：事務局職員と現地確認をしました。花苗を中心にやられていることが見てとれました。特に問題はないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 41 号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 41 号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号 42 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

	事務局：（議案番号４２号を朗読） （説明）当該地は小動地区にある農用地区域内の農地４筆で、現況は畑です。期間については３年間で、借り手は新規就農ですが、耕運機やハンマーナイフなどを保有しております。 会 長：続いて、地区担当農業委員である３番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ３番：４月１６日に事務局職員と現地確認をしました。 不耕作になっていたところなので、草刈り等しっかりやってもらえれば問題ないと思います。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号４２号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号４２号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第４、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告番号２８号の１件、日程第５、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告番号２９号の１件、日程第６、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号３０号から３２号の３件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第３条の３第１項の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり３件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 （特になし） 会 長：では、以上をもって、令和７年第４回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	１．令和７第４回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄

議事録署名人 五島 修一

本議事録は、令和７年５月２６日、承認・署名を得て確定しました。